

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人国立特殊教育総合研究所の役職員の報酬・給与等について

#### 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員を担当業務の実績に係る評価及び研究所の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される賞与である特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び担当業務に対する貢献度等を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

#### 役員報酬基準の改定内容

理事長

平成17年改正給与法に準拠し、12月1日付けで俸給月額を約0.3%引き下げた上、4月から11月までの支給済給与における当該引き下げ相当額を12月の特別手当で減額調整した。

特別手当の12月期の支給割合を1.7月分から1.75月分に引き上げた。

理事

理事長に同じ

監事

該当者なし

監事(非常勤)

前年度同額に据え置き

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
理事長	16,775	11,880	3,427	1,188 (調整手当) 280 (通勤手当)		
理事 (1人)	14,984	10,104	3,547	1,010 (調整手当) 323 (通勤手当)		
監事 (人)	該当者なし			( )		
監事 (非常勤) (2人)	408	408		( )		

注：「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	12,204	4	平成17年 3月31日	1.0	支給額は、役員退職手当規程により、文部科学省独立行政法人評価委員会が決定した業績勘案率を、支給額の計算に算入して、額を算出・決定
理事	10,070	3	平成16年 12月31日	1.0	支給額は、役員退職手当規程により、文部科学省独立行政法人評価委員会が決定した業績勘案率を、支給額の計算に算入して、額を算出・決定
監事	該当者なし	年 月			
監事 (非常勤)	該当者なし	年 月			

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

人件費の見積もりを考慮し、職種別の級別人員の目安を定めた上で、職員一人一人の研究所の業務に対する貢献度をその職務遂行能力、職責、業績に応じて給与に適切に反映させる。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
俸給月額 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合には、昇給期間を短縮し、若しくは上位の号俸に昇給させ、又はそのいずれも併せ行うことができる。
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成17年改正給与法(平成17年法律第113号)に準拠し、12月1日付けで次の改正を行った。  
 全俸給表において俸給月額を引き下げ(約0.3%)た上、4月から11月までの支給済給与における引き下げ相当額を12月の期末手当で減額調整。  
 扶養手当の配偶者に係る月額を500円引き下げて13,000円とした。  
 初任給調整手当の最高月額を200円引き下げ50,000円とし、経過期間毎の各支給月額も同様に引き下げ。  
 勤勉手当の成績率を5%引き上げ。

文中の「給与法」とは「一般職の職員の給与に関する法律」のことをいう。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	59	45.6	8,166	6,016	176	2,150
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	43.4	6,636	4,892	205	1,744
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	38	46.9	9,165	6,752	167	2,413
その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	42.8	4,704	3,452	126	1,252

注：その他医療職種とは、心理療法士及び脳波測定員である。

注：常勤職員の職種は、上記の3種類のみである。

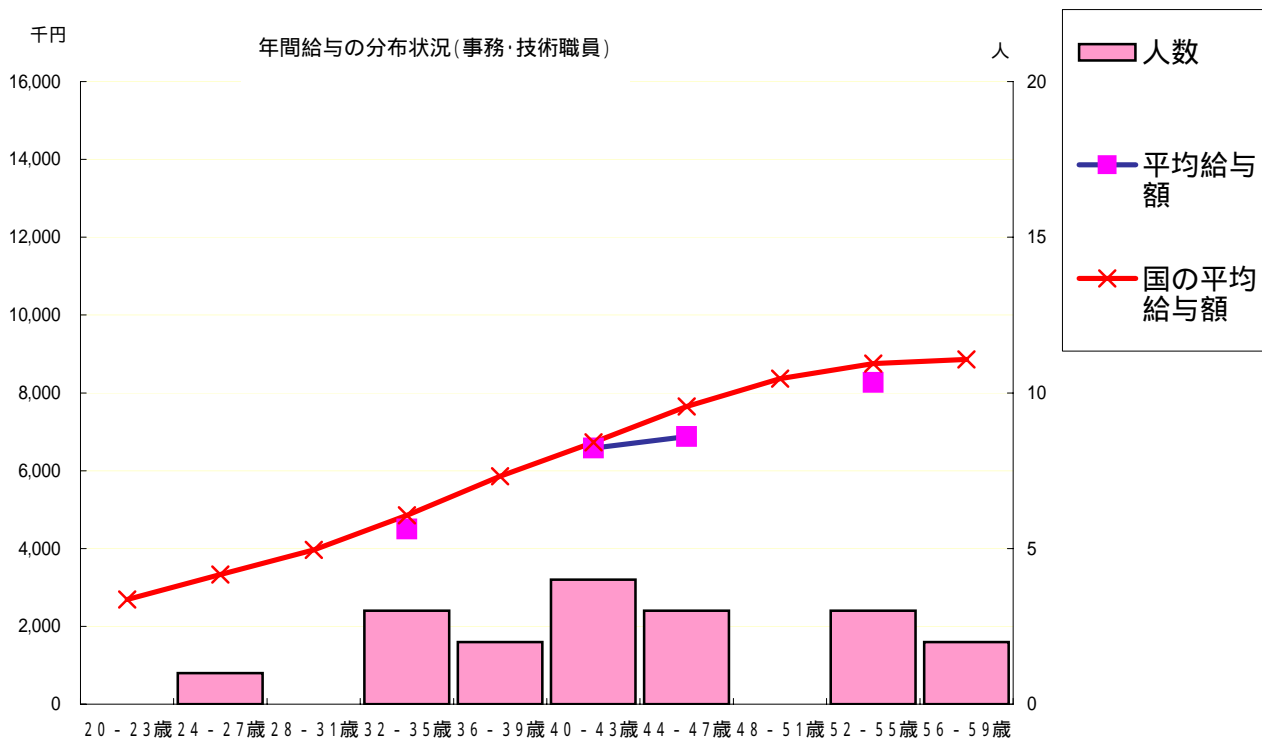
注：在外職員、任期付職員及び再任用職員は該当例なし。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術		歳	千円	千円	千円	千円

注：非常勤職員について事務・技術職以外の職種は該当例なし。

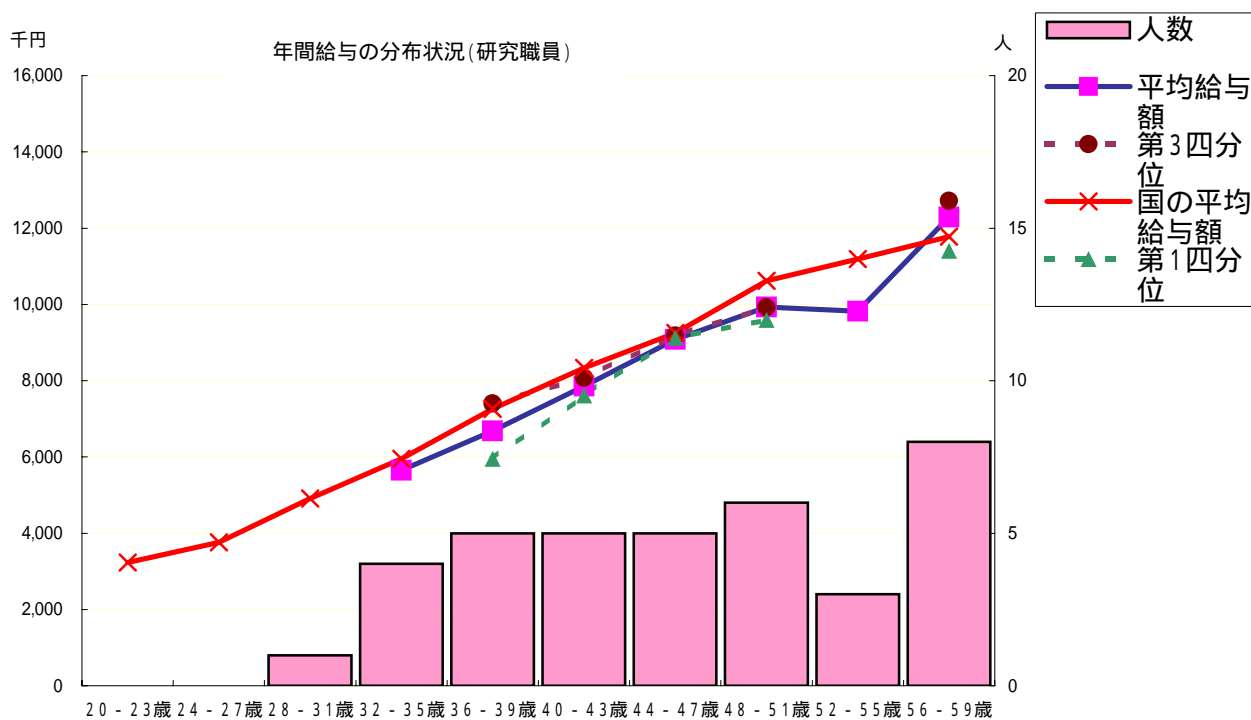
注：該当者が1名により、当該個人に関する情報が特定されてしまうことから、年齢及び給与の記載は省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)〔その他医療職種を除く。在外職員、任期付職員及び再任用職員は該当なし。以下、 まで同じ。〕



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下 まで同じ。

注2: 該当が2人以下の年齢層については、平均給与額の表示を省略。



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	3	50.2	-	9,431	-
本部係員	4	32.0	-	4,265	-

注：各職位のグループとも該当者が4人以下のため、年間給与額における第1分位及び第3分位とも記載は省略

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	14	50.5	9,212	9,764	9,926
主任研究員	11	42.7	7,406	7,639	8,465
研究員	6	34.5	5,334	5,618	5,805

注：表中の「本部課長」とは、本部課長相当職の研究職員を示す。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	係員主任	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長	部長	部長	部長	理事長が決定する
人員(割合)	18人	該当者なし (%)	4 (22.2%)	10 (55.6%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)	該当なし (%)	該当なし (%)	該当なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		～	34～27歳	57～36歳	～	～	～	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	3,463～2,598千円	5,099～3,768千円	～	～	～	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	4,608～3,544千円	7,064～5,255千円	～	～	～	～	～	～	～

注：4級から6級については、級別及び職種別に該当が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下の欄について記載を省略。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究員	総括研究員 主任研究員	上席総括研究員 総括研究員	理事長が決定する
人員(割合)	38人	該当者なし (%)	6 (15.8%)	10 (26.3%)	13 (34.2%)	9 (23.7%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		～	37～30歳	61～37歳	54～45歳	59～48歳	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,441～3,830千円	6,431～4,362千円	7,687～6,359千円	9,164～7,873千円	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,030～5,298千円	8,520～5,953千円	10,295～8,634千円	12,840～11,040千円	～

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.6	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 32.4	% 33.3
	最高～最低	% 35.6～32.8	% 34.6～31.0	% 35.1～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 67.3	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 32.7	% 33.2
	最高～最低	% 36.4～32.3	% 35.2～31.2	% 34.3～31.8

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 59.0	% 58.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 41.0	% 41.7
	最高～最低	% 42.9～42.1	% 42.7～40.4	% 42.4～41.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.4	% 67.5	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.6	% 32.5	% 33.0
	最高～最低	% 36.4～31.6	% 35.2～30.7	% 34.4～31.1

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他法人(事務・技術職員)

93.8
87.6

(研究職員)

対国家公務員(研究職)  
対他法人(研究職員)

96.8
94.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員において平成16年度と比較し、対国家公務員比較指標の数値が増となっているが、これは、他機関との人事交流による人事異動等で、対象となる職員の数及び平均給与額が変動したことによる。



## 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年 度)	前年度 (平成16年 度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 13年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 664,822	千円 655,505	千円 (%) 9,317 (1.4)	千円 (%) 38,845 ( 5.5 )
退職手当支給額 (B)	千円 88,414	千円 69,593	千円 (%) 18,821 (27.0)	千円 (%) 88,414 ( — )
非常勤役職員等給 与 (C)	千円 37,559	千円 30,546	千円 (%) 7,013 (23.0)	千円 (%) 19,102 (103.5)
福利厚生費 (D)	千円 73,883	千円 70,818	千円 (%) 3,065 (4.3)	千円 (%) 5,319 (7.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 864,678	千円 826,462	千円 (%) 38,216 (4.6)	千円 (%) 73,990 (9.4)

### 総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度比増加の要因

給与、報酬等支給総額増加の要因(対前年度比1.4%)

新規採用及び他機関との人事交流による人事異動等により、平成16年度と比較し年度間あたりでの在職者数の差があったことによる。

最広義人件費増加の要因(対前年度比4.6%)

退職手当について、平成16年度は4名分の支給額であったが、平成17年度は5名分及び役員退職金2名分の支給があったこと。及び、非常勤役職員等給与の増加については、常勤職員の代替として新たに派遣職員を置いたこと等による。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

#### i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された、国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

#### ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5.0%以上の削減を行う。

ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。

なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

注)平成17年度の人件費：664,822千円

### 法人が必要と認める事項

特になし